

## 景観形成基準 チェックシート

(建築物・工作物)

届出者の氏名			
行為の場所			
周辺景観の特性			
<b>共通事項</b>			
1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。			
2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。			
対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
<b>建築物の建築等・工作物の建設等</b>	<b>周辺から見た位置</b>		
	海岸の近傍にあっては、海上や対岸からの見え方、沿線道路から海への見通しに配慮する。	適・否	
	山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する。	適・否	
	優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置・高さとする。	適・否	
	敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。	適・否	
	調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面位置や外構えをできる限り揃えるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。	適・否	
	自然の風景を広範囲に遮らないような位置、高さとする。	適・否	
	隣接する空地との連続性を確保するよう配慮する。	適・否	
まちなみ等周囲から突出した高さとしないうよう配慮する。	適・否		
<b>敷地内の位置</b>			
交通量の多い幹線道路や他市町からの流入経路となる道路等の公共用地に接する敷地境界からは、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置とする。	適・否		
敷地が角地となる場合は、隅切りや植樹などにより、安全でゆとりある空間を確保できるよう配慮する。	適・否		
敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。	適・否		
<b>形態・意匠</b>			
景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する形態・意匠とするよう配慮する。	適・否		
まちの賑わいや交流が求められる中心市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。	適・否		
自然景観の優れた場所では、勾配屋根の採用等、自然景観との調和に配慮する。	適・否		

対象事項	景観形成基準				※ 適否	配慮・措置の内容			
建築物の建築等・工作物の建設等	形態・意匠	壁面	長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。			適・否			
		屋根	歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。			適・否			
		建築設備	外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物等との一体性を確保するよう配慮する。			適・否			
		付属物等	屋外階段、ベランダ等は、本体建築物等と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。			適・否			
			空調調和設備等の屋外機は、設置する位置を工夫し、外部から直接見えないよう配慮する。			適・否			
	ベランダ等は、洗濯物等が外部から直接見えにくい形態・意匠とするよう配慮する。			適・否					
	外観の色彩	落ちついた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。				適・否			
		地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。				適・否			
		優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。				適・否			
		歴史的な背景から調和の取れたまちなみの連続性または統一性が尊重されている地域においては、木、土、漆喰など伝統的素材色となる白又は黒・茶系を基調とする。				適・否			
敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。				適・否					
多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。				適・否					
建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本産業規格（JIS Z 8721）に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。				適・否					
建築物等の外観の基調色の数値基準（マンセル値）									
景観計画区域内		特別地域内							うち屋根部分
		(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線			(2)のと里海エリア 外観				
色相 (色合い)	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他	2.6R～5YR	0.1R～2.5R 5.1YR～10YR	その他	全色相	
明度 (明るさ)	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5	3～7	3～7	3～7	5以下	
彩度 (鮮やかさ)	6以下	6以下	4以下	2以下	6以下	4以下	4以下	1以下	
※特別地域（2）のうち、市街地部は特別地域（1）の基準を適用する。									
※外観の基調色：建築物等の外壁の面積を占める部分の色。									

対象事項	景観形成基準		※ 適否	配慮・措置の内容	
建築物の建築等・工作物の建設等	材料	景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する材料の使用に配慮する。		適・否	
		地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。		適・否	
		長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に配慮する。		適・否	
		経年変化により見苦しくならず、地域の景観になじむ材料の選択に配慮する。		適・否	
		金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。		適・否	
	敷地の緑化	敷地内は、できる限り緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。		適・否	
		敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めると共に、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。		適・否	
		地域の環境に適した在来種、あるいは地域に馴染んだ樹種を選定するとともに、周辺の植生やまちなみ、建築物意匠との調和に配慮する。		適・否	
		樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。		適・否	
	その他	屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、周囲からの見え方に配慮し、その周囲に生け垣や門塀を設置するなど、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。		適・否	
		共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。		適・否	
		屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。		適・否	
		行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事場等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。		適・否	
		敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を軽減するよう配慮する。		適・否	
		自動販売機	色彩	原色や明度、彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩に関する基準を準用する。	適・否
	設置位置		道路から見通せない位置に設置することを基本とする。道路から見通せる位置に設置する場合は、直接見えないような配慮や修景を行う。	適・否	
	照明		できるだけ光量を抑え、落ち着いた夜間の環境に配慮する。	適・否	

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

## 景観形成基準 チェックシート

(建築物・工作物)

届出者の氏名			
行為の場所			
周辺景観の特性			
対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
建築物の建築等・工作物の建設等  その他  携帯電話基地局	設置位置	電波塔が与える圧迫感を軽減させるため、できる限り住宅地及び主要道路等から離れた位置に設置する。	適・否
		電波塔柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定する。	適・否
		既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔の高さを抑える工夫をする。	適・否
		携帯電話基地局が必要な理由を明確に説明できる場所とする。	適・否
	形態	原則としてモノポール型（鋼管柱）とする。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する。	適・否
		アンテナ部分は景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とする。	適・否
	色彩	色彩は、原色を避け、周辺環境になじむ色とする。	適・否
敷地緑化	敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めるとともに、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。	適・否	

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

## 景観形成基準 チェックシート

(開発行為、土地の形質の変更)

届出者の氏名	
行為の場所	
周辺景観の特性	

**共通事項**

- 1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
開発行為・土地の形質の変更	盛土・切土 日本海の海岸線や白い岩壁を損ねたり、山や林の稜線を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	適・否	
	盛土・切土 優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。	適・否	
	盛土・切土 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	適・否	
	盛土・切土 開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。	適・否	
	のり面 大規模なおり面が生じないよう配慮する。	適・否	
	のり面 擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	
	樹木等 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	適・否	
	樹木等 景観に配慮した植栽計画とする。	適・否	

**備考**

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。